平成29年度　事務事業評価シート（詳細）

※平成28年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	訪問入浴サービス									
担当部署	福祉部		障害者福祉課						事業コード	5
所属長	吉田　和博								事業区分	ソフト事業
予算事業名	地域生活支援（居宅サービス）								新規・継続	継続
予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	02	事業開始年度	平成13年度

1．事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等（Plan）

第四次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）

基本目標(章)			法令による実施義務	義務ではない
施策			根拠となる法令	障害者総合支援法
取組施策			その他実施根拠（条例、要綱等）	川越市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱
関連事業	なし			

2．事業の目的と概要（Plan）

実施主体	市実施（直営）
対象（誰・何を対象に）	18歳以上の重度身体障害者、18歳未満の重度身体障害者のうち気管切開、人工呼吸器の管理、中心静脈栄養法による栄養摂取のいずれかを行っており、在宅での入浴が困難であるもの。
目的（対象をどのようにしたいか）	家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して、定期的に入浴サービスを行い、もって重度身体障害者の福祉の向上を図る.
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	市の登録事業所が簡易浴槽を利用者宅に持ち込み、体調管理を行いながら入浴サービスを提供。市は、週1回を限度として当該サービスの利用費用を負担するもの。

3．前年度に立てた計画（Plan）

障害者支援計画は、3年ごとに見直しを行っており、最新の計画では、平成25年度（期首）の実績は、882件であり、平成29年度（期末）の目標値は、950件とされている。平成28年度の実績は、1,140件で、既に平成29年度の目標値を上回っている状況である。

4．取組実績（Do）

平成28年度　実利用者数　36人
　　延べ利用件数　1,140件

5．実施にかかるコスト（Do）

（単位:千円）

⑴　支出の部

		26年度	27年度	28年度	29年度(見込額)	備考
人件費	A	734	735	747	747	
正規職員（1年間の従事人数）		0.10人	0.10人	0.10人	0.10人	
臨時職員（1年間の従事人数）		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費	B	12,075	12,275	14,250	13,950	
扶助費		12,075	12,275	14,250	13,950	
総支出（A＋B）		12,809	13,010	14,997	14,697	

⑵　収入の部

国庫支出金	4,457	4,266	4,629	4,405
県支出金	2,228	2,133	2,314	2,202
地方債	0	0	0	0
使用料・手数料	0	0	0	0
その他特定財源	0	0	0	0
一般財源	6,124	6,611	8,054	8,090
総収入	12,809	13,010	14,997	14,697

6．指標による分析（Check）

⑴ 活動指標

評価指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度（予定）	単位当たり費用（下段は前年度）
実利用者数	人	28	29	36	36	416.58
指標の定義・説明	実際に利用した人数					448.62
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

⑵ 成果指標

評価指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度目標値	将来目標値		単位当たり費用（下段は前年度）
延べ利用件数	回	966	982	（目標） （実績） 1,140	950	29 年度	950	13.16
指標の定義・説明	延べ利用件数							13.25
				（目標） （実績）		年度		#DIV/0!
指標の定義・説明								#DIV/0!

7．評価（Check）

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性		市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
	A	障害者総合支援法の地域生活支援事業の任意事業に位置づけられており、国、県から事業に要する費用の一部の助成を受け実施している。訪問入浴サービスの利用料の負担が大きく、一定の範囲内で助成する必要がある。
有効性		施策の目標の達成に貢献しているか
	C	総合計画に記載はないが、障害者支援計画（施策129）に記載されている。
達成度		設定した活動・成果指標の目標を達成しているか
	A	障害者支援計画における指標である巡回入浴延べ利用件数を上回っている。
効率性		民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担（補助）の適正化が図られているか
	A	市の登録事業所は、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者として訪問入浴介護の指定を受けていることを要件としており、利用料は、介護保険の訪問入浴介護の報酬額に準じている。また、重度身体障害者の経済負担の軽減、週1回という負担限度であることも鑑み、コスト削減の余地は少ないものと思われる。
総合評価	C	利用実績が目標値を上回っており、市民のニーズが確実に存在するが、利用に要する費用の負担が大きく、市の助成がなければ入浴の機会を失いかねず、必要性は認められる。

8．今後の方向性及び今後の取組（改善策など）（Action）

今後の方向性	継続
29年度	利用者は逓増傾向にあり、医療を必要とする障害状況や自宅の浴室や浴槽が狭小でサービスを利用しないと入浴できない事例が主であり、入浴機会の確保のため継続していく。
30年度	同上

【参考】

⑴ 比較参考値（他市での類似事業の例など）

⑵ これまでの見直しや改善等の経過